

処理手順 実践編 民法設問1 サンプル

第1設問1前段

1 請求①の根拠

債務不履行に基づく損害賠償請求権(415条)である。

(1)BC間に請負契約(632条)が存在するのみであり、原則としてAC間に債権債務は生じない。

もっとも、AはBC間契約におけるBの履行補助者である。

契約関係に入った各当事者は、安全配慮義務を負う(1条2項)。すなわち、CがBに対して負う安全配慮義務を、履行補助者のAも負う。

Aは命綱や安全ネットを張るなどCの生命身体に危険を及ぼさないような方策をとっておらず、安全配慮義務違反が認められる。

(2)上記義務違反により、Cは身体損害を受けている。

(3)よって、上記請求は基礎づけられる。

2 請求②の根拠

使用者責任に基づく損害賠償請求権(715条)である。

(1)Bの重機の誤操作という過失により、Aの身体侵害が生じ、Aに治療費等の損害が生じている(709条)。

(2)Cは建設請負業という「事業のため」に、請負契約に基づきBという「他人」を「使用する者」に当たる。

(3)「使用」関係とは、実質的な指揮監督関係で足りる。

CはBに対して作業の場所・内容や具体的内容について指示を出しており、CBは指揮監督関係にあるから、「使用」

1
関係にある。

2
(4)解体作業という「事業の執行について」損害を与えたとい
3
える。

4
(5)よって上記請求は基礎づけられる。なお、①②の請求権は
5
競合する。

6 第2 設問1 後段

7 1 消滅時効期間

8
(1)請求②の場合、時効期間は加害者を知った時から3年で
9
ある(724条)。他方で、請求①の場合、債務不履行時から
10
10年である(167条)。

11
(2)Aは加害者がBであると事故時に認識していたため、事故
12
時から3年の消滅時効期間が適用される可能性が高い。し
13
たがって、請求①の方が有利である。ただし、Aは記憶喪
14
失をしていたため起算点がずれ込む可能性もあり、この
15
場合有利不利はない。

16 2 立証責任

17
請求②の場合、Bの不法行為を基礎づける必要があるため、
18
Bの過失の立証責任はA側にある。他方で、請求①の場合、原
19
則として帰責性の立証責任はB側にあるが、本件債務(安全
20
配慮義務)は手段債務であるため、実質的に帰責性もA側が
21
立証することになる。したがって、立証責任について有利不
22
利はない。

23 3 過失相殺の可否

処理手順 実践編 民法設問1 サンプル

1	
2	請求②の場合，過失相殺は裁量的だが(722条2項)，請求
3	①の場合，義務的である(418条)。したがって，請求②の方
4	が有利である。
5	(4) 以上より，一概にどちらが有利とはいえない。
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	